

# 26聖人殉教事件についての評価

中谷内 悠

倫理学

## はじめに

本レポートでは、26聖人殉教事件を取り扱う。実習において感じたこと、そして事件を正しく理解し、評価するためには必要な事柄について論じる。

## 事件の概要

1597年、2月5日、長崎において、26人のキリスト教徒が豊臣秀吉の命で、磔の刑に処せられた。彼らは禁教令が出されている中、それに反して宣教活動を行っていたわけではなく、フィリピンからメキシコへの帰路の途中で日本に漂着し（サンフェリペ号事件）、その後京都のフランシスコ会の教会に滞在していたところ、他の宣教師とともに捕えられてしまったのである。後世においてフエリペ・デ・ヘススは、他の殉教者とともに聖人に列せられた。

## メキシコ人宣教師 フエリペ・デ・ヘスス

殉教者には、日本人、ポルトガル人、スペイン人そして、メキシコ人であるフエリペ・デ・ヘススが含まれる。しかしフエリペ・デ・ヘスス自身は日本で宣教活動を行つ

ていたわけではない、フィリピンからメキシコへの帰路の途中で日本に漂着し（サンフェリペ号事件）、その後京都のフランシスコ会の教会に滞在していたところ、他の宣教師とともに捕えられてしまったのである。後世においてフエリペ・デ・ヘススは、他の殉教者とともに聖人に列せられた。

## クエルナバカ教会の壁画

### 日本二十六聖人記念館と聖フイリポ教会

実習で訪れたメキシコのクエルナバカ教会には、26聖人殉教事件を描いた壁画が存在する。クエルナバカ教会は16世紀にフランシスコ会の教会として建てられたものだが、壁画 자체は、フエリペ・デ・ヘススが殉教した後に、メキシコで彼への信心が起り、17世紀のはじめに描かれたものだと思われる<sup>\*1</sup>。実際に教会を見ると、教会の建物がメキシコにある他の教会とは一風変わった雰囲気をもつことが感じられる。しかし聖堂

の壁画はなおいつそう異なる雰囲気をもち、少し原始的な様子を漂わせるものだった。この壁画の中で豊臣秀吉は、カトリック宣教師や信者を処刑した残酷な皇帝として描かれている。現在でも教会では、この壁画に描かれた事実が語られるのであるが、当然その中でも豊臣秀吉は聖人フエリペ・デ・ヘススを処刑した悪者として語られているようである。

\*1 キリストン文化研究会, pp. 176-178, 1963

クエルナバカ教会内に描かれた 26 聖人殉教図



撮影 比良松 道一

悲劇的であつたという印象を強く感じる。殉教者たちの

敬虔さが、彼らを徳ある人々として讃える理由のひとつとなつてゐるということがわかる。彼らはキリスト教を

日本に広めることを重要視し、また信仰を貫き、自身の

命よりもそれらのことを優先したのである。彼らの信仰

心の強さを示す象徴的なエピソードとして次のものがあ

る。処刑地へ向かう途中、12歳の少年ルドビコ茨木は、

信教をやめることを条件に、命を助けるとの斟酌を得た。

それにも関わらず彼は、「(この世の) つかの間の命と(天

国の) 永遠の命を取り替えることはできない」と述べ、

その情けを断つたのである。つまり彼は、信教を棄てて

生きながらえることよりも、死んでも信教を貫くことを

選んだのである。

また実習では、長崎において殉教者が処刑の地、西坂の丘に至るまでの道のりを辿つた。殉教者たちは京都で市中引き回しの刑にあつた後、徒步にて長崎へと向かい、そして長崎では時津港に到着し、そして時津街道を通つて西坂の丘に至る。これらの事実を知つた上で、時津街道を歩くことは、資料から感じたこと以上の、悲惨さを

伝えてくるものであつた。

## 事件の悲劇的な側面

26聖人殉教事件の悲劇性が、長崎各地やメキシコのクエルナバカ教会を訪れて強く感じられたことである。町を訪れて直接に見られるものは、象徴的なものやモニュメントなどであることから、これは当然の結果ともいえるかもしれない。事件が悲劇的であつたからこそ、記念碑的なものやモニュメントが残されるのであり、そして、それらは悲劇的な側面を強調するものとなつている。

しかし、この事件を正しく理解する、ということを考えるならば、それらだけでは当然十分ではない。というのもその残酷な行為を為した側つまり秀吉についての情報がほとんど得られていないからである。

## 処刑した理由

を行つていこうとする姿勢は、秀吉の権力を集中させていこうとする方針に反するものであり障壁であつた。

またキリスト教排斥の別の理由としては、キリスト教の背後にあるスペイン、ポルトガルの軍事力があげられる。当時、ポルトガルの保護のもとイエズス会が、そしてスペインの保護のもとフランシスコ会、ドミニコ会、アウグスチノ会が日本における宣教活動に参入してゐた。彼らはキリスト教の世界布教という目的のもとで活動していたのであるが、一方でスペインやポルトガルの植民地拡大の中での役割をも担う場合があつたのである。

秀吉が処刑を命じたことは、このような文脈において理解されるべきだと思われる。つまり、処刑を命じた秀吉の側にも、一定の合理性をそなえた理由があつたと思われる。

## 評価の際に見逃されがちなこと

\*2 海老沢有道, pp39-42, 1979; 大橋幸泰, pp.126-127, 2016.

例えば秀吉の処刑の仕方を取り上げてみる。それをたんに、秀吉が行つた残虐な行為として捉えることは誤りであるように思われる。たしかにそれは非常に残虐な仕方であり、そのような残虐なやり方で処刑を行うこと自体はその時代であつたとしても問題となるかもしれない。しかし、別の観点からみると、おそらくその時代においてそのような処刑方法は突飛なことではなく、ある種の違法者に対して残虐な仕方で処刑を行うことは、自明のことであつたはずである。つまり、慣習もしくは制度としてそのような処刑法があつたはずである。そして、そのもとで暮らす人々は、法を犯す行為に伴う、残虐な処刑という結果を予期することができただろう。つまり、残虐な処刑の仕方という一部を取り出すのではなく、それをもう少し大きな文脈に位置づけて理解しなくてはならないのである。そして以上のようなことがもし成立しているのだとすれば、残虐な処刑法を行つたことの問題を、全面的に秀吉に帰するのは間違いであるように思われる。

例ええば秀吉の処刑の仕方を取り上げてみる。それをたんに、秀吉が行つた残虐な行為として捉えることは誤りであるように思われる。たしかにそれは非常に残虐な仕方であり、そのような残虐なやり方で処刑を行うこと自体はその時代であつたとしても問題となるかもしれない。

それが結果として、この事件はどのように理解されるだろうか。秀吉がした処刑は善い行為だったのか、それとも悪い行為だったのか。単純に、秀吉のもつ動機からみると、その処刑命令は不合理であつたように思われる。というのも、秀吉がもつたであろう動機からすると、彼が命じた処刑はあまりに重すぎたのであり、国外追放という手段で十分だったのではないかと感じられるから。しかし、そのような結論だけで終わらせてしまうことは、現代的な見方に偏りすぎているかもしれない。例えば、先に指摘したように、残虐な処刑法が当時どのようなものとして見られていたか、ということに関する事実を考慮に入れるならば、結論は必ずしも同じものにはならないかも知れない。つまり、そのような処刑は、当時では通例のことであり、秀吉の法や命令に反抗した者に対する処置としては妥当であると考えられていた可能性がある。つまり当時の秀吉の観点からすれば、その処



2015年1月に行われた長崎実習で訪れた西坂公園の26聖人モニュメント

撮影 比良松 道一

ことが疎かになる。実習で26聖人殉教事件に関わる場所、資料を見る中で、その悲惨さを知り、処刑された側の人々への痛ましい気持ちを多くもつ中で、事件をたんに悲劇として理解していく。そしてその反面、処刑をした側の人々をたんに残虐な行為者としか考えなかつた。しかし、事件を正しく理解し評価するためには、そのような単純な見方は適切ではない。このような見方をしてしまう原因はさまざまにあると思う。例えば残虐な行為を行つた行為者に対して私たちは、共感的な仕方で行為者の動機を想像することを拒否する傾向があるのかかもしれない。

また、異なる時代の事柄を扱う場合に、問題となつている事件の意味が現代のわたしたちの観点と、その時代の社会とでは大きく異なつために誤った見方に陥つてしまつたのかもしれない。26聖人殉教事件のような異なる時代のものを、文脈から切り取つて、たんにその一部のみを取り上げてしまうと、私たちはそれを現代の文脈に誤つて位置付けて考えてしまい、結果としてその事件が本来もつ意味を理解し損なうかもしれないのです。

### どの立場から評価するのか？

それは結果として、この事件はどのように理解されるだろうか。秀吉がした処刑は善い行為だったのか、それとも悪い行為だったのか。単純に、秀吉のもつ動機からみると、その処刑命令は不合理であつたように思われる。というのも、秀吉がもつたであろう動機からすると、彼が命じた処刑はあまりに重すぎたのであり、国外追放という手段で十分だったのではないかと感じられるから。しかし、そのような結論だけで終わらせてしまうことは、現代的な見方に偏りすぎているかもしれない。例えば、先に指摘したように、残虐な処刑法が当時どのようなものとして見られていたか、ということに関する事実を考慮に入れるならば、結論は必ずしも同じものにはならないかも知れない。つまり、そのような処刑は、当時では通例のことであり、秀吉の法や命令に反抗した者に対する処置としては妥当であると考えられていた可能性がある。つまり当時の秀吉の観点からすれば、その処

刑は妥当なものだといわれるかももしれない。しかし、以上のこと考慮したとしてもなお、現代の倫理観からすれば、秀吉は残酷な処刑をなすべきではなかつたと結論づけられるかもしれない。また一方で、処刑された側、つまりキリストian文化の側からすると、彼らが持つまた別の根拠をもとに、処刑が正しくなかつたと結論づけられるかもしれない。

以上のように、それをれ異なる倫理觀または慣習をもつものどうしが同じ事柄（行為または、事件）について評価を下すとき、彼らは異なる倫理觀をもち、そして共有することのない、異なる根拠をもって評価を行ふことがある。そして彼らの出す結論が互いに相反してしまふ場合もありうる。そのとき私たちがいえることは、異なる立場の人々が、異なる考え方の上で、異なる結論をもつ、ということだけなのか。

本レポートでは、この問いに対する明確な答えを出すことはできない。しかし次のような事実を指摘することには、この問いへ、ある意味で、否定的な答えを与えるよううに思われる。つまり、秀吉の観点からの結論を考慮し

参考文献

- 大橋幸泰(2016)「『特集』キリストへの跡をたどる——「バチカン図書館所蔵」レガ収集文書の発見と国際交流—— 16-19世紀日本におけるキリストへの教説・禁制・潜伏」 国文出版研究資料館紀要: 1-2号 pp.123-134. 国文出版研究資料館.



中谷内悠 なかやち ゆう

九州大学大学院人文科学府倫理学講座修士2年 決断科学プログラム 人間モジュール

1990年石川県生まれ。九州大学文学部を経て現在に至る。  
分析哲学における行為論を研究している。

たうえで、私たちは「彼の時代、彼の観点からみると当然だとみなされるような行為なのだとしたら、そのような残虐にみえることをしたのだとしても、多少は仕方のないことであつたかも知れない」といったような多少の斟酌を行うことがあるのである。これは、私たちがどのように判断するのか、ということを説明しているものである。しかし、その私たちの判断の仕方は、たんにそれぞの立場でそれぞれの結論をもつにすぎない、といつたものではない、ということを示している。